

#### 第四章 環境美化等

##### 第二節 放置自動車の撤去の推進

###### (放置の禁止等)

第二百二十七条 何人も、正当な理由なく自動車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）を放置（自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれていることをいう。以下この節において同じ。）し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

2 県は、生活環境の保全を図るため、自動車の放置の防止に関して必要な施策を講ずるものとする。

###### (調査等)

第二百二十八条 知事は、県が所有し、又は管理する土地において放置されている自動車（以下この節において「放置自動車」という。）があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等（自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。以下この節において同じ。）その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を見やすい箇所にはり付けることができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、車内の調査をすることができる。

一 道路運送車両法第十一条の規定により取り付けられた自動車登録番号標（第一百三十一条第一項第一号において「自動車登録番号標」という。）が滅失していること。

二 放置自動車の外部からの調査で所有者等が判明しないこと。

3 前二項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(放置自動車の移動及び保管等)

第二百二十九条 知事は、放置自動車により生活環境の保全上の著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自ら指定する場所に当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合は、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合は、当該放置自動車の所有者等に対して、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合（所有者等の住所又は居所が判明しない場合を含む。以下この節において同じ。）は、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(勧告及び命令)

第三百十条 知事は、第二百二十八条第一項又は第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(廃物認定)

第三百十一条 知事は、第二百二十八条第一項及び第二項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物（放置自動車が自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物として認められるものをいう。以下この節において同じ。）と認定することができる。

一 自動車登録番号標が滅失していること。

二 第二百二十八条第一項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して一月以上経過していること。

三 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。

2 知事は、前項の規定により放置自動車が廃物であるかどうか判断することが困難なときは、第三百十四条の徳島県自動車廃物認定委員会の意見を聴くことができる。

3 知事は、第一項の規定により放置自動車を廃物として認定するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

(処分)

第百三十二条 知事は、前条第一項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。

2 知事は、前条第一項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 警告書をはり付けた日

二 放置されている場所（第百二十九条第一項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）

三 車名、塗色又は自動車登録番号

四 告示後の取扱い

五 その他規則で定める事項

3 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して六月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。

(費用の請求)

第百三十三条 知事は、第百二十九条第一項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合又は前条第一項又は第三項の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求するものとする。

(自動車廃物認定委員会)

第百三十四条 知事は、放置自動車を廃物として認定することその他必要と認める事項について、調査し、審議させるため、徳島県自動車廃物認定委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

3 委員は、専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(市町村が実施する施策への助言等)

第百三十五条 県は、放置されている自動車の撤去に関する市町村の施策に協力するため、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

2 知事は、前項の技術的な助言を行う場合においては、委員会の意見を聴くことができる。

(国等との協力等)

第三百三十六条 知事は、放置自動車の撤去等の推進を図るため、国及び市町村（以下この条において「国等」という。）と密接に連絡し、必要があると認めるときは、国等に協力を求めることができる。

2 知事は、国等が所有し、又は管理する土地において、放置されている自動車により生活環境の保全上の著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、国等に対し当該自動車の撤去等必要な措置を講ずることを求めることができる。

## 第七章 罰則

第一百五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項、第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項、第二十七条第一項、第四十条又は第八十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反した者

三 第三十六条第二項又は第三百三十条第二項の規定による命令に違反した者